

年 月 日

五條市長 殿

使用責任者 住 所

氏 名

電話番号

担当者 住 所

氏 名

電話番号

マ イ ク ロ バ ス 使 用 許 可 願

使 用 日 時	年 月 日 出 発 時 分 帰 着 時 分		
使 用 車 両			
使 用 目 的			
行 先 (距離)	(km)		
運 行 経 路			
使 用 人 数	人		
運 転 者	住 所		
	氏 名		
	電話番号		
許可願の条項	第3条 第1号 ・ 第2号 ・ 第3号 ・ 第4号		

(使用条件)

- 1 使用許可申請書には、運転者の免許証の写し、安全運転宣言書、公務以外の場合は団体又は事業者の活動内容の分かる規約、定款又は事業計画・事業報告を添付すること。
- 2 バスは許可を受けた運転者以外の者は、運転してはならない。
- 3 使用許可後も、緊急やむを得ない事情により使用許可を取り消すことがある。
- 4 バス使用中の事故は、市が加入する保険により、損害賠償の対応を行うものとする。ただし故意または重大な過失により、保険の対象外となる場合は、使用責任者がその責を負うものとする。
- 5 使用規程第3条第4号によるバスの使用の場合、燃料費、通行料、駐車料及び運転手を依頼する場合の費用については、団体が負担するものとする。
- 6 バスの使用者責任者は、使用後、燃料を給油し、清掃の上、バス管理担当課の確認を受けて、バスを返却すること。また、バスを破損し、又は汚損した場合、遺漏なく報告しなければならない。

暴力団排除に係る誓約書

五條市暴力団排除条例（平成24年9月五條市条例第7号）に基づき、バスの使用に関し、暴力団を利することのないよう、使用責任者及び使用者の中に、暴力団員及び暴力団関係者が含まれていないことを誓約します。

なお、誓約に違反することが判明した場合、使用許可を取り消されても一切の異議はありません。

年 月 日

使用責任者 住 所

氏 名